

計画に盛り込む基本的事項（論点整理）

1 対象者について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「法律」）」では、第2条の定義に以下のように示されている。

この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

また、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下、「基本方針」）」では、以下のように記載されている。

法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。

（中 略）

「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とは、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要である。

さらに基本方針ではトランスジェンダー女性について記載している。

性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。

東京都計画においては以下のように記載している。

法では、困難な問題を抱える女性を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」としています。

本計画では、法が規定する困難な問題を抱える女性及び一時保護の同伴児童等を施策の対象としています。

【論 点①】

対象とする女性について、国立市においても法律、基本方針の考え方と同様と考えるが、その他に検討すべき対象はあるか。

2 女性の意思の尊重について

法律第3条の「基本理念」に、以下のように記載されている。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

売春防止法では保護更生が目的とされたことから、本人の意思の尊重という概念は含まれていなかった。福祉に関わる法律として当事者の意思の尊重という理念が盛り込まれた。

以下は、「本人中心主義」をテーマに、女性支援施策で協働する4機関（女性相談支援員、Jikka、くにたち男女平等参画ステーション、メンタルケア協議会）との意見交換の内容

- 対話を繰り返すことで本人の意思が見えてくる
- 相談者自身が自ら気付いていくことが大切
- 本人の意思は変わっていくものと考えることが大切
- 本音がすぐに出るものとは考えない。時間や支援機関、支援者との関係が重要
- 相談員（行政）と相談者（市民）の関係は対等であるべきだが、立場や権力は行政が上であるという自覚を持って、対等な関係を築く努力をすべき
- 本人も交え支援の方向性を決めていくことが大切（支援調整会議）
- 実現するために行政だけでは不可能。民間との協働が必要となる
- 支援者として悩み続ける事が大切
- 本人の言葉の通りに支援することが意思の尊重ではない
- パターナリズムや放任主義に陥らないよう注意が必要
- 本人中心主義の対極にあるものが制度中心主義
- 本人中心主義とは目的ではなくプロセス

【論 点②】

当事者の意思の尊重を実現するために必要なものとは何か。また、本人の意思の尊重を阻害する要因とはどのようなものか。

3 民間団体との協働について

法律第3条の「基本理念」に、以下のように記載されている。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（中略）

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

また、法律第13条「民間の団体との協働による支援」に以下のように記載されている。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

以下は、「官民協働」をテーマに、女性支援施策で協働する4機関の意見交換の内容

- 行政側はできない事がある事を自覚することからはじまる
- 行政は枠の中で判断してしまいがち（制度、曜日、時間など）。
- 民間団体がその専門性を柔軟に発揮できるような連携が重要
- 行政／民間団体、双方の特性を活用、補い合うことが大切
- 行政は本人に強く指示や命令はしにくい。感情を出してはいけないと思ってしまう
- 官民協働ができていれば、自分の機関がうまくいかなくても他が受け止めてくれる安心感がある
- 機関の数だけではなく、各機関に相談員／支援員が複数いることになる
- 市役所の中での庁内連携が重要
- 行政と民間団体の情報共有が非常に重要
- 「国立市女性パーソナルサポート事業」がモデルになる。

【論 点③】

行政と民間団体との協働のために必要な要素とは何か。